

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所（以下「第1号事業所」という。）の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービス
- (2) 生活支援型訪問サービス
- (3) 予防専門型通所サービス
- (4) ミニデイ型通所サービス
- (5) 運動型通所サービス
- (6) 自立支援型配食サービス

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定に関する申請は、指定申請書（第1号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

2 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第3条第1号ウに規定する自立支援型配食サービスに係る指定申請は、名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第6条の4第1項に規定する指定特別給付事業者の指定を受けたもののみが行うことができるものとする。

3 市長は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき、要領に定める事業種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員等基準」という。）を満たしている事業者を指定する。

4 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書（第2号様式）

により、当該申請者に通知するものとする。ただし、前条第 1号から第 5号に規定する事業を行う事業所を指定したときは、名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の通知等に関する要綱（以下「通知要綱」という。）に定める指定通知書（第 1号様式）により通知するものとする。

- 5 第 3項の規定により指定を受けた者（以下「指定第 1号事業者」という。）が、第 1号事業支給費の給付を受けるための申請は、名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に必要な様式を定める要綱に定める介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式01）により行うものとする。ただし、自立支援型配食サービスを除く。

（変更の届出）

第 3条 指定第 1号事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10日以内に名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（平成24年名古屋市規則第81号。以下「規則」という。）に定める変更届出書（第 4号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、自立支援型配食サービスは、名古屋市介護保険条例第 6条の 2第 1項に規定する生活援助型配食サービス（以下「生活援助型配食サービス」という。）において指定特別給付事業者から変更の届出があった場合、同様の届出があったものとみなす。

（ 1）予防専門型訪問サービス

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

ウ 事業所の平面図

エ 利用者の推定数

オ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

キ 当該申請における事業に係る第 1号事業支給費の請求に関する事項

(2) 生活支援型訪問サービス

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

ウ 事業所の平面図

エ 利用者の推定数

オ 事業所の管理者及び訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

キ 当該申請における事業に係る第 1号事業支給費の請求に関する事項

(3) 予防専門型通所サービス

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

オ 運営規程

カ 当該申請における事業に係る第 1号事業支給費の請求に関する事項

(4) ミニデイ型通所サービス

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（ただし、申請者が法人格を有しない個人であるときは、住民票の写し。）

ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

オ 運営規程

カ 当該申請における事業に係る第 1号事業支給費の請求に関する事項

(5) 運動型通所サービス

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（ただし、申請者が法人格を有しない個人であるときは、住民票の写し。）

ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

オ 運営規程

カ 当該申請における事業に係る第 1号事業支給費の請求に関する事項

(指定の更新)

第 4条 法第 115条の45の 6に規定する指定の更新の申請は、第 1号事業所ごとに規則に定める指定（開設許可）更新申請書（第 2号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の更新をしたときは、指定更新通知書（第 5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。ただし、第 1条第 1号から第 5号に規定する事業を行う事業所の指定の更新をしたときは、通知要綱に定める指定更新通知書（第 5号様式）により行うものとする。

(廃止若しくは休止の届出)

第 5条 省令第 140条の62の 3第 2項第 4号の規定による届出は、廃止若しく

は休止しようとする日の 1か月前までに規則に定める廃止・休止届出書（第 6号様式）により行うものとする。ただし、自立支援型配食サービスを廃止若しくは休止しようとするときは、廃止・休止届出書（第 6号様式）により行うものとし、生活援助型配食サービスにおいて指定特別給付事業者から廃止若しくは休止の届出があった場合は、同様の届出があったものとみなす。

2 指定第 1号事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定第 1号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの事業を行う事業所について、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5の 3第 1項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 6条の 2の 2第 1項に規定する障害者総合支援法に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第 1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第 5条第

1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者であって、当該事業所に係る法第 145条の45の 5第 1項の申請に係る法第 145条の45の 3第 1項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第21条の 5の 3第 1項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第21条の 5の20第 4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第29条第 1項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に

係る事業所において行うものに限る。) について障害者総合支援法第46条第 2 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第 1項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

(再開の届出)

第 6条 指定第 1号事業者は、休止した当該第 1号事業を再開したときは、10 日以内にその旨を規則に定める再開届出書(第 5号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、休止した自立支援型配食サービスを再開した時は、その旨を再開届出書(第 7号様式)により行うものとし、生活援助型配食サービスにおいて指定特別給付事業者から再開の届出があった場合、同様の届出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、施行日以後も、なお効力を有する。

4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 郵送の場合記入すること | 担当者指名 | |
| | 電話 | |
| | FAX | |

※受付番号

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

申請者 所在地
 名称
 代表者の職・氏名
 (法人以外の場合にあつては、)
 住所及び氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

予防専門型訪問サービス
 生活支援型訪問サービス
 なお、名古屋市 予防専門型通所サービス の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領を満たしていること及び名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないよう事業運営することを誓います。
 ミニデイ型通所サービス
 運動型通所サービス
 自立支援型配食サービス

※事業所所在地市町村番号

| | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------|----------------|---------------|----------------|--|--|
| 申 請 者 | フリガナ 名 称 | | | | | |
| | 主 務 所 の 所 在 地 (郵便番号 ー) | | | | | |
| | 連 絡 先 電 話 番 号 | | | F A X 番 号 | | |
| | 法 人 の 種 別 | 法人所轄庁 | | | | |
| 者 | 代表者の職名・氏名・生年月日 | 職 名 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | | |
| | 代 表 者 の 住 所 (郵便番号 ー) | | | | | |
| 指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 | フリガナ 事 業 所 の 名 称 | | | | | |
| | 事 業 所 の 所 在 地 (郵便番号 ー) | | | | | |
| | 連 絡 先 電 話 番 号 | | | F A X 番 号 | | |
| | 事業等の種類 | 指定等を受けようとする事業等 | 事業開始 予定年月日 | 既に指定等を受けている事業等 | | |
| | | | 指定等年月日 | 介護保険事業所番号 | | |
| 第1号訪問事業 | 予防専門型訪問サービス | | | | | |
| | 生活支援型訪問サービス | | | | | |
| | 予防専門型通所サービス | | | | | |
| 第1号通所事業 | ミニデイ型通所サービス | | | | | |
| | 運動型通所サービス | | | | | |
| 第1号生活支援事業 | 自立支援型配食サービス | | | | | |

第 2 号様式

指 定 通 知 書

年 月 日

様

名古屋市長



介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づき、事業者として指定しましたので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------------------|-------|
| 事業所（施設） | 名称 |
| | 所在地 |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 法人の名称及び 代表者の氏名 | |
| 事業開始年月日 | 年 月 日 |
| 指定年月日 | 年 月 日 |
| 指定有効期限 | 年 月 日 |
| サービスの種類 | |
| 介護保険事業所番号 | |

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）決定の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 郵送の場合 記入する こと | 担当者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電 話 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | FAX | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

届出者 住 所
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

地域支援事業に係る事項を変更したので、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称、所在地及び介護保険事業所番号

2 事業の種類

3 変更の内容

4 変更の理由

5 変更年月日

| | | |
|-------|-----|--|
| 提出担当者 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |
| ※受付番号 | | |

指定更新申請書

(宛先)名古屋市長

年 月 日

申請者

住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、名古屋市
 予防専門型訪問サービス
 生活支援型訪問サービス
 予防専門型通所サービス
 ミニデイ型通所サービス
 運動型通所サービス
 自立支援型配食サービス

の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領を満たしていること及び名古屋市

暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう事業運営することを誓います。

※事業所所在地市町村番号

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|------|--|-----------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 申請者 | ふりがな | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | | | | | | | | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | | | | FAX番号 | | | | | | | | |
| | 法人の種類別 | | | | | 法人所轄庁 | | | | | | | | | |
| | 代表者の職名・氏名・生年月日 | 職名 | ふりがな | | | | 生年月日 | | | | | | | | |
| | | | 氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 代表者の住所 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | ふりがな | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | | | | FAX番号 | | | | | | | | | |
| 管理者の氏名、生年月日及び住所 | ふりがな | | | | | 生年月日 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | | | | | | | | | | | |
| 事業等の種類 | | | | | 介護保険事業所番号 | | | | | | | | | | |
| 現に受けている指定の有効期間満了日 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |

指 定 更 新 通 知 書

年 月 日

様

名古屋市長



介護保険法第 115 条の 45 の 6 の規定に基づき、指定の更新を行いましたので下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------------------|-------|
| 事業所（施設） | 名称 |
| | 所在地 |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 法人の名称及び 代表者の氏名 | |
| 指定更新年月日 | 年 月 日 |
| 指定有効期限 | 年 月 日 |
| サービスの種類 | |
| 介護保険事業所番号 | |

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

廃止
休止 届出書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

届出者 住 所
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

地域支援事業を廃止(休止)するため、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業所の名称、所在地及び介護保険事業者番号
- 2 事業の種類
- 3 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 4 廃止し、又は休止しようとする理由
- 5 現にサービスを受けている者に対する措置
- 6 休止の予定期間

再開届出書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

届出者 住 所
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

地域支援事業を再開するため、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称、所在地及び介護保険事業者番号

2 事業の種類

3 再開した年月日